

（附則第五十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（適用除外に関する経過措置）</p> <p>第十一条 介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第二十六項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であつて、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十一第二項の規定による支給の決定（同法第五条第四項に規定する身体障害者療護施設支援に係るものに限る。）を受けて同法第十七条の二十四第一項の規定により都道府県知事が指定する身体障害者療護施設に入所しているもの若しくは同法第十八条第三項の規定により身体障害者療護施設に入所しているものその他特別の理由がある者で厚生省令で定めるものは、介護保険の被保険者としな</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十六条 この法律の施行の日において特別養護老人ホーム（旧老福法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条及び次条において同じ。）に入所している旧老福法第十一条第一項第二号の措置に係る者に対する保護については、その者が同日以後引き続き当該特別養護老人ホームに入所している間、その者は、新生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、新生活保護法第十九条第三項の規定を適用する。</p>	<p>（適用除外に関する経過措置）</p> <p>第十一条 介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第二十六項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であつて、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第四項第三号の規定により同法第三十条に規定する身体障害者療護施設に入所しているものその他特別の理由がある者で厚生省令で定めるものは、介護保険の被保険者としな</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十六条 この法律の施行の日において特別養護老人ホーム（旧老福法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条及び次条において同じ。）に収容されている旧老福法第十一条第一項第二号の措置に係る者に対する保護については、その者が同日以後引き続き当該特別養護老人ホームに収容されている間、その者は、新生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により収容されているものとみなして、新生活保護法第十九条第三項の規定を適用する。</p>